

国立新民学院初探

目次

- 一 はじめに
 - 二 創立の目的
 - 三 教授陣
 - 四 学生たち
 - 五 同学会
 - 六 おわりに
- 付録一 新民学院院歌
付録二 新民学院則
付録三 新民学院章程
付録四 同学会会章

島 善 高

一 はじめに

平成八年九、十月の二ヶ月、私は北京外国語大学附置北京日本学研究中心の客員教授として対外関係史の講義をする機会があった。この日本学研究中心は、日中国交回復を記念して故大平正芳首相の提唱によって出来た日本語研修センターの発展せるものであって、現在では毎年二十名の大学院修士課程学生を採用し、言語・文学・社会・文化の四コースに分けて、日中双方の教員がさまざまな角度から教育を行なっている。日本の修士課程と違うのは、彼らの在学期間は二年六ヶ月で、最後の六ヶ月間、日本の大学院や研究機関に留学して研究を行なうて修士論文を仕上げる点であり、また彼らは中国に戻ればほとんど全員がどこかの大学の教員として職を得ることが保証されている点である。従って彼らはいずれも州郡の粹を抜いたエリートたちであって、みな日本語が堪能で、実に良く勉強をする知日派の卵たちである。

ところで今を去る半世紀以上も前に、場所も同じ北京に国立新民学院（行政委員会直轄）なるものがあり、知日派の学生を養成していた。昭和十五年発行の『第二回新支那現勢要覧』（東亜同文会事業部、八一〇頁）によれば、教員二十数名、職員三十余名、学生百九十三名という規模であった。私が親しく教えを受けた故瀧川政次郎氏はこの国立新民学院の創設に関与し、また教授もしていた人物であり、更に最晩年にお目にかかったことのある故橋川時雄氏もまた新民学院の教授であった。私は瀧川・橋川両氏から直接新民学院のことを聞くことはなかったが、お二人の事蹟を顕彰し、後世に残す意味からも、是非とも新民学院のことを明らかにしたいと思ひ至り、平成八年に北

京に赴いた際にいろいろ調査をしてみたけれども、残念ながら中国でも新民学院のことについて知っている人は殆ど存在せず、目新しい史料も手に入らなかつた。そこで、帰国後、とりあえず日本にある史料で新民学院について検討を加え、平成九年八月、再度北京に赴き、研究者数人に集まってもらつて北京師範大学で筆者の報告を行なつた。そして新民学院があつた場所（現在の新華社所在地）を再確認したり、故瀧川氏の住んだ胡同を尋ねたりして、いくつかの貴重な情報を得る事が出来た。未だ調査が行き届かないところが多々あるが、とりあえず現在までに筆者が知り得た事柄を記して大方の御教示を得ることにしたい。これ本稿表題に「初探」の二字を付した所以である。なお本稿の付録として「新民学院院歌」「新民学院則」「新民学院章程」「同学会会章」の四つを参考までに掲げて置いたので、叙述の足らざるところはそれらで補われたい。

二 創立の目的

昭和十年（中華民國二十六年、西曆一九三五年）以来、国民政府は日華間の緩衝政権として冀察政務委員会（冀・察二省と北平・天津両市を管轄）を置いていたけれども、昭和十二年七月の蘆溝橋事件直後に委員長の宋哲元が離脱したため、冀察政権は解散した。日本陸軍中央部は占領地区の收拾は民衆自治に任せる方針をとつていたが、現地軍とくに関東軍司令部は北支問題解決のためには自主独立性を有する地方政権を樹立することが必要だと考へており、八月に北支那方面軍司令部（司令官寺内寿一大将、参謀長岡部直三郎少将）を編成してその指導により同年十二月に王克敏を首班とする中華民國臨時政府を樹立させたのであつた。

この臨時政府は、蔣介石の国民党を排撃し、かつ毛沢東率いる共產党を排除するために、「大学」の「明德を明らかにし、民を新たにす」という章句に基づいた新民主主義を標榜し、この政治哲学を流布するために臨時政府成立の十日後、政府と表裏一体の中華民国新民会なる団体を創立し、「一、新政権を護持し民意の暢達を図る。一、産業を開発し民生を安んず。一、東方の文化道徳を發揚す。一、剿共滅党の旗幟の下に反共戦線に参加す。一、友隣縮盟の実現を促進し人類の和平に貢献す。」という「新民会大綱」の下、中央・首都・省・道・市・県に指導部を設置し、農村合作社運動の提唱、新民政治運動の透徹、地方新民組織の拡大強化、農村合作社実験区域の設置、民衆医療網の全国的結成、新民塾の開設による中堅指導員の養成、農村合作社技術指導員の養成、労働者への職業紹介などを運動方針とした。⁽²⁾

さて、右の新民会は北支那方面軍司令部に設置された特務部で立案されたものである。特務部の部長には喜多誠一少将、総務課長（政策担当）には根本博大佐がおり、他に第一課（交通・通信・郵政・建設）第二課（経済）第三課（産業）があつて、第一課長は佐伯文郎大佐、第二課長は井戸垣駿主計中佐、第三課長は石本五男中佐が担当していたが、ここでは更に新民精神を体得した官吏を養成する機関を創設することを考えていた。⁽³⁾

丁度その頃、法制史家として令名の高かつた瀧川政次郎氏が満洲での仕事を一段落して北京にやつてきた。瀧川氏は第一高等学校入学以来のパトロンである芝川栄助氏（兵庫県武庫川郡住吉村に住んでいた豪商）に宛てて

拝啓梅雨の候に候処如何御消光被遊候哉御伺申上候、其後は御無沙汰に打過ぎ申訳なく存候、扱而小生渡満以來既に三年に近く、奉職せる法字校の第一回卒業生も出で、関係せる立法事業も一段落と相成候間、本月一杯を以て田満辞職し、更に支那法制史研究の爲め約二年間の予定を以て北京に留学致すことと相成り候、幸に満

洲国政府及び満鉄の要路者の御厚意により囑託の名義に於て学資の援助を受くことと相成り候、想起すれば二十年の昔貴殿の御援助により初めて北京に参り候てより、憧憬の地に留学するの宿望を達し歎喜と感謝に満ち居候、彼地に御用事有之候へば何なりと御用命被下度候、小生八月中旬当地より直接彼地に参り十一月頃一寸帰国仕候、其節お目にかゝり可申候、先は御無沙汰御詫び旁々近況御知らせ迄、匆々

昭和十二年七月五日

瀧川政次郎

芝川栄助様

と手紙を出しており、また「北京と象」と題する論文⁽⁴⁾に「昭和十二年十一月、私は北支派遣軍特務部から新民学院の創立の事務を命ぜられ」云々と書いているから、瀧川氏は八月中旬頃に北京に到着し、十一月に新民学院創立の事務を依頼されたことが知られる。

瀧川氏と特務部第三課長の石本五男中佐とは義兄弟であるから、おそらくその関係で瀧川氏に新民学院創設の話しが持ち掛けられたのであろうと推測されるが、瀧川氏は東城区後趙家楼胡同五号（現在は番地変更で三号）の四合房にお手伝いの女性一人及び車夫夫婦と住みながら、所々の校舎を視察して回り、北京宣武門内国会街の国立北平大学法商学院址を新民学院の校舎と定めた。⁽⁶⁾ こうして新政府の官吏養成機関として十月以降特務部に於て立案せられた新民学院は、十二月十日臨時政府の成立に先立って学生募集を開始し、二十日、応募者の体格検査を行ない、二十二日學術試験、二十五、二十六の両日人物試験を行ない、二十七日入学者の氏名を発表した。越えて昭和十三年（民国二十七年）一月七日に日支両国側の講師全部を決定し、一月八日学生を寄宿舎に収容した。かくて一月十

日午前十時より開院式を北京西城国会街の新民学院に於て挙行した。王克敏院長以下各教授、來賓として湯爾和教育部長を始め各政府委員、日本側よりは森島守人参事官、山下奉文少将、根本博大佐等が出席、王院長より「本院は国政の復興、民生の發達の中堅分子を養成せんとするものである」との挨拶があり、引続き午後一時より入学式に移り学生宣誓式が行なわれ、翌十一日より授業が開始された。⁷⁾ 創立の準備から開院式まで半年にも満たない速さである。これ偏に旧中華民国国会の議事堂や国立北平大学法商学院の建物をそのまま使用して、新たに建物を作る必要がなかったためであろう。筆者は本年八月末に現新華社敷地内の新民学院跡を尋ねたが、今なお礼堂（中華民國時代の議事堂）、図書館（中華民國二十一年建築のもの）それに宿舍などがそのまま残され、かつ使用されているのを見て一驚を喫したことであつた。

新民学院創立後、瀧川氏は学院の内容について発表し、まず「本院は新政府下に於ける唯一最高の官吏養成機関として創設せられたものであつて新民主義に則り、広く天下の人材を聚めて徳操を養ひ、學術を極め、身心を鍛錬し、将来国家の干城たらしめ以て中日満一体の実現に貢献せしめんことを目的としてゐる」とその創立の目的を述べ、次いで

本院は右の如き目的を有するが故に、新政府の教育部に属せずして、中央最高の官庁たる行政委員会に直属し、行政委員会委員長王克敏氏を院長に戴いてゐる。院長の下には校務長なるものがあつて院務を掌理し、教授、助教授、講師各若干名は校務長の統率の下に学生の教育に当り、学生隊長は学生隊附、及び区隊長を率ゐて学生の訓練に當ることになつてゐる。校務長には陸軍中將佐藤三郎氏が就任せられ、講師には前特務部顧問大沼喜久夫、前九州帝国大学教授文学博士鹿子木員信、前希臘代理公使法学博士三枝茂智、内務事務官赤羽穰、

東方文化総委員会委員橋川時雄、前冀東政府囑託山口喜一郎、前陸軍省囑託瀨川次郎、弁護士鶴岡徹一、前冀東政府参謀朱華、清華大学教授錢稻孫、燕京大學講師鄧之誠、前北京圖書館員班書閣、前北平大學教授沈心暉、前中央大學教授法學博士瀧川政次郎等の諸氏が就任し、學生隊長としては陸軍歩兵少佐茂川秀和氏が就任内面指導に當られてゐる。

とその陣容について言及し、更に學院のカリキュラムや担当教員についても

本學院の修業年限は本来一ヶ年であるが、現下の情勢に應ずる為め今回に限り三ヶ月と定められ、學生の定員も今回は六十名と定められた。本學院の教科目は訓育、東洋政治學、法律學、行政學、財政學、經濟學、官吏學、地史學、日本語及び体育の十科目であつて、授業は一週三十四時間、土曜日を除く外は午前八時に始つて午後三時に終る。訓育といふのは大体日本の修身で王院長が担任してゐる。東洋政治學は皇道政治並に經子學の要諦を論じて新民主義を顯揚すると共に、共產主義及び三民主義を批判することを目的とする學科であつて、鹿子木、朱華兩講師が之を担当してゐる。法律學は一面深遠なる新民主義法理學の理論を教授すると同時に、一面法文の立案並に解釈の演習といふ實際方面を教授するものであつて、普通の法律學とは大いに其の内容を異にする。官吏學なる學科は、官吏の身分及び服務に關する法規を講義し、併せて官吏の道德、為政の要訣を体得せしむることを目的とするものであつて、其の學は行政法學、實踐倫理學及び政治學の三方面に跨る特殊の學科である。官吏學なる名稱は今日に始まつたものではないが、前述の如き内容を有する官吏學が講義せられるのは本學院が最初である。地史學といふのは大体これまでの歴史と地理とを一緒にしたやうな學科であつて日本史、支那史、西洋近世史、方志學等に分れる。方志といふのは県志、省志等の地方誌のことで、方志學

は即ち人文地理学に近いもので、橋川講師が担任して居られる。

と語っているが、これらはいくまでも設立当初のものであって、後にやや詳しく紹介するように、カリキュラムや講師陣には幾多の変遷があった。また瀧川氏は学生について

本院の学生の訓練を徹底せしめる為め皆寄宿制度を採つてゐるので、訓練の衝に当る学生隊長は甚だ多忙である。茂川学生隊長は二人の学生隊附と俱に、寄宿舎の一隅に起臥し学生と寢食を共にし身を以て学生を率ゐて居られる。故に学生の規律は頗る厳格に保たれ、一挙一動皆律に協ひ、来講の支那側講師をして斯やうな規律ある学生は未だ之を見たことがないと言嘆せしめてゐる。学生の健康状態も亦頗る良好で今日までの所一人の病者なく講義は常に皆出席である。

本院の学生は官私立の大学卒業者又は之と同等以上の学力を有する者、又は相当の閱歷才幹を有する者にして、本院の詮衡試験に合格した者を以て之に充てることになつてゐる。現在の学生は何れも前記の資格を有し、本院詮衡試験に合格したもので、之を年齢別にいへば、二十四歳五人、二十五歳一〇人、二十六歳一三人、二十七歳八人、二十八歳六人、二十九歳三人、三十歳八人、三十一歳三人、三十二歳三人、三十四歳一人で、二十五、六歳のもの全体の約半数を占めてゐる。之を出身別にいへば、河北省三四人、旧東三省、即ち滿洲国二〇人、山東省三人、山西省、察哈爾省、内蒙古各一人であつて、河北省人が全体の半数以上を占めてゐる。

又其の出身学校別にいへば、北平大学及び民国大学各七人、北京、朝陽、中国の各大学は各五人、清華、師範の兩大学は各三人、河北省立法商学院、北洋大学、馮庸大学、東北大学は各二人、其の他の十七の大学は各一人である。新民学院学生募集の広告が新聞紙上に掲載さるゝや入学希望者は連日新民学院に殺到し、締切りま

でに願書を提出した者が六〇一名の多数に上つた。其のうち体格検査に合格せるもの二四二名に上つて學術試験を行ひ、學術試験に合格せる者一二〇名に就いて人物試験を行つて此の六十名の学生を得たのである。故に彼等は八十名に一名の割合で選ばれたもので、所謂州郡の粹を抜けるものといへる。

と言及している。⁽⁸⁾願書提出者六百一名に対して合格者が六十名というから、確かに彼らは「州郡の粹を抜」いた者たちであろうが、その実体はさほどでもなかった。開院式から間もない昭和十三年二月九日、『大阪毎日新聞』は日本側から大使館参事官森島守人、新民学院教授瀧川政次郎、軍特務部成田貢、軍特務部武田熙、中国側から議政委員長兼教育部総長湯爾和、新民会副会長張燕卿、前華北大学校長何其鞏、北京大学教授周作人、清華大学教授錢稻村らを招いて座談会を行なっているが、その席で当の瀧川氏自身が

支那大学生の学力の貧弱さ、特に数学や自然科学の方面の貧弱さは驚くのほかなく、新民学院（官吏養成の最高機関）の入学試験の結果を見ると日本の中学三年程度の試験問題に対して七割は零点だった、それである受驗者は全部大学卒業生なのだ。

と言っているからである（昭和十三年二月十六日の記事）。

それはそれとして、中華民國臨時政府の官吏、しかも新民精神を体得した官吏養成を目的として創立せられた新民学院では、具体的にどのような方針で教育が行われていたのであるか。それを窺う手掛かりはいくつか存在するけれども、そのうち最も重要なものは

- 一 明德新民以期成中国之建設
- 二 親仁善隣以倡導東亞之協同

三 中正不党以奮發奉公之志節

四 至誠一貫以躬行先哲之宏訓

五 鍛鍊身心以養成剛毅之風度

という「院規五綱領」であろう。新民学院の学生たちは全員寄宿生活をしているが、毎朝右の五綱領を朗唱することとされていた。而して何故このような徳目を毎朝朗唱するのかと言えば、それは「中国は四千年の古国であり、民情民俗は固より美を尽くし善を尽くしているけれども、ただ政治は暗黒で、経済は凋落し、社会は混乱し、農村が破産していることは隠すことが出来ない。日華事変以後、幸いに友邦の支持を得て国が滅ぶのを免れることができたが、新中国の初歩を建設し、吏治の刷新と政治の改革とが当面の急務である。更に数千年来の悪習として、一般の官吏はただ『升官発財』を知るのみで、貪汚風をなし」ている有様であり、「もし新情勢・新体制に認識がなく、東亜新秩序建設を了解しない者が中堅官吏に任じられれば、新中国の前途は樂觀できない」からである。従つて新民学院の使命も重大で、その「教育目標は学生をして新民精神及び王道政治の真意を体得させ、潜心修養し、一生懸命没頭するよう促し、以て滅私奉公の自信力をよく持つようにし、その思想を改変し、その旧習を改め除き、進んで新中国の現状と世界の大勢を洞察し、以て過去の劣点を反省させ、かつ修養道場のねらいを以て学生の身心を鍛鍊するにある。学院を以て道場となし、教育を以て修養となすのは、所謂修養道場にはかならない。これ本院のカリキュラムが普通の学校と異なる⁽¹⁰⁾ところである」。

なお新民学院の本科は行政科と司法科とに別れており、行政官だけではなく司法官の養成も行なっていたが、その教育目標も当然ながら新民主主義と一体のものであった。やや後のことになるが、第五期特科乙班卒業式が行なわ

れた昭和十六年（中華民國三十年）五月七日、興亜院の塩沢清宣長官が祝辞を述べ、

このたびの事変で作り上げた東亜新秩序の終局目標、中国における当面の政治経済文化等各般の分野及び一切の建設工作を成し遂げるためには、治安の確立が前提となる。治安を確立しようと欲すれば、軍・政・民が応に一体となって協力し、そして不断の努力を傾注しなければならぬことは言を待たない。思うに一国の司法機関の最高の使命は国家治安の確保である。故に司法界に奉職する者は華北の現状からしても、その務は誠に重且つ大である。諸君は己に課された崇高な任務について固より自信があり己に充分の覚悟と心得もあろうが、今願わくば一言を費やして諸君に期待するところの数端を披瀝せん。

第一、中国の伝統的美風を甦らせよ。中国は古来より法律万能の国ではない。中国司法の最高原則は「辟以止辟、刑期於無刑」である。皐陶の名言のうち「明于五刑、以弼五教、期于予治」の現わすところの弼教思想と、「欽哉欽哉、惟刑之恤哉」の恤刑主義とは以前より己に中国三千年の伝統となつてゐる。今まさに東方の固有文化道徳を宣揚し、新生中国を達成しようとしてゐる時に当たり、諸君は反省して吾が固有の光輝なる伝統と歴史とを發揮し、真に中国のために、東洋の道義主義司法の実現に向かつて邁進すべきである。

第二、諸君は中国司法の現状に対して、応に深く考慮を加えるべきである。清朝の末葉以来、中国司法制度を改良するために徒らに四十年も心血を注いできた。しかるに中国司法制度の現状は不備である。この司法の改良建設に関しては対内的にも対外的にも、幾多の問題がある。日本帝国は中国司法制度の進歩と発達に対して、素より重大なる関心と深遠なる希望とを抱いてゐる。そのことは昨年締結した日支基本条約の中に言つてゐるところ及び治外法権を撤廃したことを見ても、自づから明瞭であらう。これ夙に諸君の諒解するところ

あつて、贅述する必要はなからう。然してこの問題の解決は、司法の現状を改善するにある。諸君が須らく中国司法の進歩発展のために尽力し、更に日・滿・華そして東亞全体の広域なる司法秩序の運営に徹底せられんことをとりわけ希望するものである。

と述べているところから知られるように、その目標は西洋近代法原理の導入などではなく、儒教思想に基づく伝統中国法の改良発展であつた。⁽¹⁾

三 教授陣

前節で触れたように、新民学院の教授陣の異動は随分と激しかったようである。今手元にある第四期生の所謂卒業アルバムには「新民学院教職員及第四期卒業生姓名通信地址」が記載されているが、職員や卒業生の名前を掲げるのは今なお憚られる点があるので、ここでは教員のみを掲げておこう。

職名	氏名	通 信 処
院長	王 克 敏	北京東城外交部街行政委員会
副院長	佐藤三郎	北京陟山門大街四号
学生隊長	国分習也	北京国立新民学院学生隊内
総隊長	海江田鉄哉	北京国立新民学院内官舎
庶務科長	三枝茂智	北京南長街春名医院内
教授		

教 授	教 授	教 授	教 授	教 授	教 授	教 授	教 授	特 科 隊 長	教 授	教 授	教 授	教 授	教 授	教 授	教 授	教 授
劉志敏	班書閣	朱 華	錢 稻 孫	馮 祖 荀	日野成美	平等文成	河 合 篤	小山門作	工 藤 進	山口喜一郎	大沼喜久男	鶴岡徹一	橋川時雄	永井竜一	瀨川次郎	瀧川政次郎
北京司法委員會	北京宣內牛肉灣二九号	北京宣外潘家河沿甲二八号	北京国立北京大学文学院內	北京小甜水井胡同一〇号	北京東四八条四号	北京後門內北月牙胡同吉田公館	北京太僕寺街三四号春明閣	北京国立新民学院学生隊內	北京東城西裱褙胡同七号橘旅館	北京東城大牌坊胡同三八号	北京長安飯店	北京東裱褙胡同二一号	北京東昌胡同一號	北京西单安福胡同三七号	北京德国飯店內	北京東城後趙家樓五号

教授 張壽林 北京宣内牛肉灣二九号

教授 謝興堯 北京安内交道口大頭条一七号

教授 張深切 北京東城外交部街大羊宜賓胡同五号

創立当初には名前が見えなかつた者十数名が新たに加わり、当初いた鹿子木貞信・赤羽稜・鄧之誠・沈心暉らが既に退職しているし、また瀧川氏もこの直後に依願免職となつた。次に参考までに瀧川氏免職の辞令を掲げよう。

新民学院令 新学秘人第三二四号

令 瀧川政次郎

本学院教授依願免職此令

院長 王克敏

中華民國二十八年九月一日

さらに院長の王克敏も昭和十五年（中華民國二十九年）八月に華北政務委員長を辞し、また新民会会長も辞したので、副会長であつた王揖唐氏がこれに代わり、八月十七日、中南海公園懷仁堂に於いて官民六百余名を集めて盛んなる推戴式を挙行した。⁽¹²⁾

この後、昭和十六年（中華民國三十年）九月には教授陣容の強化が行なわれ、民法総論の室谷慶一、経済学の王道根、行政法の清水芳一、日本語の佐藤健治、同じく日本語の本多文教、教育行政の臼井亨一、物理学の河原塚福司、刑法の妹尾晃、哲学史の児玉達蔵、会計及審計の秦雲蓀等々が新たに加わっている。またこの時から次のような学級主任制も採用された。⁽¹³⁾

- 教務主任……………小山門作
特科訓育主任……………永井竜一
特科訓育主任輔佐・星川風一
行政科主任……………平井三男
行政科副主任……………王道根
司法科主任……………邵同怡
司法科副主任……………村上成幸
日本語主任……………山口喜一郎
予科学生主任……………河合篤
本一学年主任……………野久尾徳美
本二学年主任……………吉本信
本三学年主任……………春宮千鉄
研究科学年主任……………張寿林

右の学級主任制で注目すべきは「本一学年主任」「本二学年主任」「本三学年主任」及び「研究科学年主任」なる表現である。「新民学院則」（中華民國二十七年一月公布）第九条や「新民学院章程」（中華民國二十八年一月公布）第九条乃至第十二条によれば、新民学院には本科・予科・特科があり、それぞれの修業年限は、本科は大学卒業者を対象として一年（行政科と司法科の別あり）、予科は高級中学卒業者を対象として二年（修業完了後に本科に進

学)、特科は現任官吏を対象として三箇月と定められているだけであるから、創立後暫くしてから何らかの改正が行なわれたものと思われる。

然り而して中華民國三十年十月二十二日に行なわれた秋季運動大会の記事に特科・予科とは別に、「本科一年級」、「本科二年級」、「本科三年級」の語が見え、また『新民学院季刊』(第二卷第一期、中華民國三十一年九月二十日)にも「本科三年級司法科学生」四名による「北京地方院実習報告書」(中華民國三十一年九月二十日)が掲載されており、更に次節に掲げる「国立新民学院卒業生期別人員一覽表」も考慮に入れると、当初一年であった本科を三年にまで延長したのは中華民國三十年度からであったようである。

「新民学院章程」第九条に「其の修業期間は本科一年予科二年特科三月たるを則とす、但し必要ある場合は之を伸縮する事を得」とあり、また「新民学院則」の第五条にも「修業期限にして必要ある場合は之を伸縮することを」とあり、いずれも必要ある場合には修業年限を伸縮することができるとしているから、別段の規則改正は必要としなかつたのかもしれないが、然るべき何らかの決定はあつたであらう。

そもそも新民学院は「一般の学歴を按ずるに、高級中学を卒業して大学に入れば、須らく四箇年限を必要とする。しかし若し高級中学卒業後直ちに本院の予科に入れば、二年の訓練で即ち大学四年の資格を得たと等しくなる。つまり普通の大学を卒業して本科に入るよりも差し引き二ヶ年短縮できる。これ本院の予科では、在学二年で新中国の情形及び官場中の需要のみを純粹に学び、而して中堅官吏となるべき必要課目を充実させ、以て能くその学ぶところを収めるように期している。是の故に高級中学畢業生が本院の予科に入学すれば、頗る能く事を収め、半分の労力で倍の効果が得られるのである」と述べられて⁽¹⁵⁾いるように、中堅官吏の速成を期していたのであつた。

しかし、年齢も若く、且つ社会経験にも乏しい卒業生が直ちに有能な官吏になれるわけもなかった。そこで当然ながら受入れ側でも新民学院卒業生を軽視するようになり、また従って卒業生側にも不平不満が募るようになり、新民学院の教育体制のあり方についての批判も出てくるようになった。入学時の最低年齢を二十二歳とし、本科で四年学ばせ「穩重老成」してから仕事に就かせたらよいというような意見が出たり、王秉成「⁽¹⁵⁾關於学院教育方針的一個建議」が

もともと新民学院の授業方針は専ら理論を重んじ、実習に欠けるところがあった。故に卒業生（とりわけ本科卒業生）は一切の行政機関の組織から内部行政に及ぶまで、案件処理の手續きについて均しく深くは知らない。従って赴任当初は各事項の処理について円滑ならざる憾みがある。故に理論と実習とを並び重んじ、研究各科の課程は別として、それ以外の学生は皆、随時各機関に赴き、各機関の行政手續と対外關係、更には各種の公事の処理をどうすればいいかを实地に研修するようにしたほうがいいと窺かに思っている次第である。このようにすれば即ち卒業後、自ら憤れていてたやすくでき、応対もゆつたりすることにならう。

と述べているように、⁽¹⁷⁾ 実習を増やすような建議も行なわれたりしていた。このような意見や建議が背景にあつて、本科の修業年限を三年に延長したものであらう。「研究科」については右の引用文に「研究各科の課程は別として」云々とあるから、複数の研究課程があつたことが推測されるが、今手元にある資料からはこれ以上のことを知るこゝとが出来ない。

なお教員のランクについて一言すれば、前掲第四期卒業生の名簿には全員教授が列挙してあるが、中華民國三十二年三月刊行の『新民学院季刊』第二卷第一期には名譽教授董康、教授浜重明、講師劉志敏、副教授吉本信の論文

が掲載されているので、名誉教授、教授、副教授、講師の別があったようである。また教員たちは授業以外に専門研究を増進させ、学生の課外学習を強化させるために研究会を開催していた。「新民学院季刊」第一卷第二、三期合併号所載の「国立新民学院研究部業務報告」には、次のような日程及びテーマが記録されている。

- 第一回 三十年十月二日 「關於清郷工作」 防共委員会専務委員・吉村秀雄
- 第二回 三十年十月十六日 「言語乃意義與事物乃意義」 本院教授・山口喜一郎
- 第三回 三十年十一月五日 「宇宙原始に關し上古伝説と後世に及ぼしたる影響に就て」 本院講師・久保田肇
- 第四回 三十年十一月十九日 「現地經濟事情」 陸軍囑託・高田耕治
- 第五回 三十一年三月二十七日 「東洋倫理之諸問題」 本院副教授・小山門作

四 学生たち

新民学院開学時に入学者が六十名であったことは既に前々節で触れたが、その後の学生数については幸いに中華民国三十二年（昭和十八年）三月発刊の『新民学院季刊』（第二卷第一期）の「新民学院消息」欄に「国立新民学院卒業生期別人員一覽表」なるものが掲載されているので、次に煩をいとわずに列挙してみよう。

- 本科第一期、在学期間、自二十七年一月至同年三月、約三箇月、内日本旅行二十一日間、卒業人員六〇名、
- 本科第二期、在学期間、自二十七年四月至同年七月、約四箇月、内日本旅行二十六日間、卒業人員九六名、
- 特科第一期、在学期間、自二十七年九月至同年十二月、約三箇月半、内日本旅行二十六日間、卒業人員五六名、

本科第三期、在学期間、自二十七年九月至二十八年六月、約十箇月、内日本旅行二十五日間、卒業人員四五名、
特科第二期、在学期間、自二十八年三月至同年六月、約四箇月、内日本旅行二十六日間、八七名、

特科第三期、在学期間、自二十八年九月至同年十二月、約四箇月、内日本旅行二十七日間、五四名、

本科第四期、在学期間、自二十八年九月至二十九年六月、約十箇月、内日本旅行二十八日間、卒業人員五一名、
特科第四期(甲)、在学期間、自二十九年九月至同年十二月、約四箇月、内日本旅行二十五日間、卒業人員五

九名、

特科第四期(乙)、在学期間、自二十九年九月至同年十二月、約四箇月、内日本旅行二十五日間、卒業人員五
七名、

本科第五期(甲)(子科出身者)、在学期間、自二十七年九月至三十年六月、約三年、内日本旅行二十四日間、
卒業人員四七名、

本科第五期(乙)、在学期間、自二十九年九月至三十年六月、約十箇月、内日本旅行二十四日間、卒業人員四
三名、

特科第五期(甲)、在学期間、自三十年二月至同年七月、約五箇月、内日本旅行二十四日間、卒業人員五一名、
特科第五期(乙)(司法官)、在学期間、自三十年一月至同年五月、約五箇月、内日本旅行及司法官訓練所実習
四十七日間、卒業人員四六名、

特科第六期甲・乙、在学期間、自三十年九月至三十一年二月、約六箇月、内日本旅行二十四日間、卒業人員甲
五四名・乙三三三名、

特科第七期（甲）、在学期間、自三十一年二月至同年七月、在学期間、約六箇月、内日本旅行二十四日間、卒業人員四二名、

特科第七期（乙）（司法官）、自三十一年三月至同年七月、在学期間、約五箇月、内日本旅行及司法官訓練所實習四十七日間、卒業人員二四名、

特科第八期（甲）、在学期間、自三十一年九月至同年十二月、約三箇月、内日本旅行二十五日間、卒業人員二八名、

卒業人員合計九三三名。

この一覽表で第一に気づくのは、本科卒業生は中華民國三十年六月までで、それ以降は毎年特科生だけが卒業していることであろう。これは前節で論じたように、本来修業年限が一年であつた本科がその年限を三年に延ばしたためであろう。

次にこの一覽表で興味深いのは本科生も特科生も均しく一箇月前後、日本旅行をしていることであろう。「新民学院則」第十条の「学生は毎学年地方実習をなし或は日本満洲に赴き考察し以て実地教育の本旨に副はしむ」なる規定がその通りに行われていた証拠である。『彙報』第二卷第十期（中華民國二十九年十月刊）に「日本視察旅行観感（続）」があり、『新民学院季刊』第二卷第一期（中華民國三十一年三月刊）には第八期特科甲班の「日本視察旅行記」があり、また先に触れた第四期卒業記念アルバムには日本旅行の際のスナップ写真が収められている。後には在学生のみならず、卒業生も日本視察をするようになったらしく、『彙報』第三卷第二、三期合併号（中華民國三十年四月一日出版）には「学院将挙弁卒業生短期日本視察団」なる表題のもとに

学院当局は、行政官吏として仕事をしよう期待されている本院学生が友邦の政治を比較研究することを目的として、本院卒業生の短期日本視察団を挙行しようとしている。参加学生は卒業後三年以上経つたものを限度とし、視察期間は約二箇月程度とし、特に一般行政方面の考察に重点を置くという。

とある（原文は中文）。

またこの一覧表によれば、特科にも甲乙両班があったことが知られる。『彙報』第二卷第十期（民国二十九年十月）の王揖唐院長の「秋期入学典禮訓辭」にも「新入特科甲乙兩班、本科甲乙兩班及予科一二年級各生」とあり、同じく王院長の訓辭には「本年度は高文合格者を入学せしめて特科乙班とした。蓋し単なる知識・技術のみを具えるのみで新建設の指導原理を体得しない官吏は、恰も生命のない機械に似た者であつて、新中国建設の指導勢力とはなることが出来ないからである」（原文は中文）とあるから、特科乙班というのは「高文合格者」であつたらしい。そして本科の乙班が司法科であつたのと同様、特科乙班も司法官養成を主眼としていたようである。そのことは、第五期特科乙班畢業式が行なわれた中華民國三十年五月七日、軍部の田辺盛武參謀長が祝辭を述べて

諸君は大学卒業後、司法官養成所に於て一年余りの特別教育を受け、そればかりではなく本院で東亜新秩序建設の戦士としての訓練を受けた。そして進んで日本の司法研究所に入って更に歩を進める練習を経過した。云々と言ひ、また興亜院の塩沢清宣長官が

前に臨時政府は明朗な華北を建設する目的を以て、広く天下の司法要員を求め、遂に司法官試験を実施した。諸君は合格後、司法官養成所に於て一年有余の訓練を受け、更に新民学院に於て改めて司法官の意識を鍛錬した。

云々と述べていることから知られる。⁽¹⁸⁾

ところで『新民学院季刊』第一卷第二、三期合併号（中華民國三十一年九月）には中華民國三十一年度の「入学考試概況」が掲載されており、予科合格者五十四名（志願者百五十二名）、本科合格者七十三名（志願者二百九十九名）、本科特班合格者五十二名（志願者百三十八名）があつたことが記録されているけれども、この「本科特班」なるものは「国内外大学畢業之資格者」のために新たに設置されたものであつた。「本科特班」が従來の「特科」とどうちがうのかについては明らかでないが、この時には「特科」の入学者がいないところから、恐らくは従來の「特科」を改めて「本科特班」としたのではないかと思われる。何となれば従來の「特科」についてはいろいろと疑問が提出されていたからである。

すなわち「新民学院章程」第十二条には「現任官吏或は相当資格あり行政委員会に於て選抜保証し送りて詮衡に合格せる者は新民学院特科に入ることを得」とあり、また「新民学院則」第五条にも「特科の修業期限は三月となす、凡そ在職の官吏或は此に相當の資格を有する者は行政委員会の選抜送附を経て本院の詮衡に合格後即ち其の入学を許可す」とあつたけれども、この規定も十分には守られず、学生の学歴や能力の程度にもばらつきがあつたらしく、その入学資格をもつと嚴格にせよとの意見が出されていた。たとえば先にも触れた王秉成「關於学院教育方針的一個建議」⁽¹⁹⁾には

過去の經驗に由れば、今後各科の新生の問題については、嚴格な制度を採用したほうが宜しいようである。特に特科学生の入学時には、政委会から送られてきた者は別として、各学生の学歴について更に合法的な證明書を提出させ、甚だしきに至つては入学時にテストを受けさせるようにすべきである。そうすれば学力の不均

等も免れることが出来、将来の実効にも影響を与えるであろう。故に新入生の採用については、まさに「寧缺毋濫」（むしろ控えめにとどめるべきで、多くをむきほつてはならない）を以て原則とすべきである。とある如くである。

更にこの「入学考試概況」で注目すべきは「学校別志願者入学者統計表」であつて、これによれば、学科入学者の大部分が中学卒業生であるのは解るとしても、「本科一年」の入学者もまたその殆どが中学卒業生であつて、あとは師範学校卒、商業学校卒、それに大学一年生が数人見えるだけであり、大学卒業生は「本科特班」に限られてゐるということである。これ「本科」の修業年限を一年から三年に延ばした」と表裏の關係にあるものと思われ
るが、今はその詳細な理由を明らかにしたい。

なお中華民國三十一年度の試験では、入試を北京だけではなく天津・青島・濟南・唐山・保定・開封・太原でも行ない、更に「本科特班」の試験は東京でも行なつて留日学生の便を図つてゐる。因みに日本からの志願者は、京都帝国大学一名（一名合格）、東京工業大学一名（一名合格）、明治大学三名（二名合格）、早稲田大学一名（一名合格）、政法大学二名（二名合格）、日本大学一名（合格者なし）、専修大学二名（一名合格）であつた。

さて新民学院学生の生活については『新民学院季刊』第二卷第一期（中華民國三十二年二月刊）の「学生隊訓育要領」に詳細な記述がある。それによれば、学生は衣食住それに文房具の費用は一律に官費を以て支給されたが、全員校舎内の寄宿舎にはいり、学生隊に所属して厳しい訓練を受け、休暇の他は外出が許されなかつた。これ新民学院が創立以来、民命を托すべき人材を養成することを目的としていたからである。その為に学生を鍛錬してその政治的性格を深く領會し、衷心から愉悅し、生命をも犠牲にして偉大な目標を達成せしめるように訓練したのであ

った。また別の方面から言えば、本学院の卒業生は新東亜協和の先覚者たる資格をもち、一代の模範となるものであったから、学生時代には務めて人間としての基本教養を完成するように注意しなければならなかった。この二つの目標を達成するためには、学生隊での生活を遵守し、「院規五綱領」を實踐し、将来その神髓の精神と体力とを發揮できるよう培養・鍛錬する以外に、特別な方法はなかった。学生隊の職員は、訓育の対象は学生であると謂われんよりは寧ろ自分自身が訓育の対象であると切実に反省し、躬みずから実践、以て学生の模範となり、整然と順序立てて誘導し、次の世代の基礎を作り上げるよう努力すること、これが最も重要であるとされた。

そして右の目的を達成するために、まず第一に既に言及した「院規五綱領」を「院神」を思念しながら毎朝一斉に唱えるのであった。ある種の徳目なり信条なりを口号して修養する方法は、中国では五世紀から出現し、十五世紀に至って盛んに行なわれるようになったものであった。第二に、これもまた既述の通り新民学院は修養道場であったから、人為的な階級はなくて優美な人格を持ったものが自然と中心人物となり、他の学生もその中心人物のような偉人の境地に達しようとして互いに道を求め、互いに鍛錬しあった。この修養道場の解釈には行的実践こそが最高の意義を有するとする日本的な成分が加味されていた。第三に敬礼についても八条十七項目の詳細な規定があり、院長・副院長・学生隊長及び教授部長には特別の敬礼方法が定められていた。中国は古来から礼儀の邦であり、之を教うるに礼を以てし、之を正すに儀を以てし、尊礼重儀の美風を養成せしめてきたから難しいことではないが、しかし数世紀前に発見された白人種の自我至上主義が漸く無条件に中国にも輸入されてきたから、まだ如何なる影響も受けない現代の学生に対し、また何にでも反対することを以て特徴とする年齢層にある学生を正すためにも、特に充分準備する必要があったのである。学院の礼は、単に師長への形式的な敬礼であるに止まらず、礼と「院規五

綱領」の真髓との必然的な関係を確実に知るためのもので、終にはそれをして日常の一切の言行の内に実現せしめるのを期していた。第四には命令を恪守することであるが、これは知行合一の情意を練習させるばかりではなく、学生隊の統制を強固にし、学生隊の機能を敏活確実にするものでもあった。そして第五番目に学生の勤務に関して、九条二十項の詳細な規定が設けられていた。学生は鍛錬して将来官吏としての政治的性格を担任する使命を帯びているので、学生の各種の勤務についても充分監督指導する必要があるからである。

このように新民学院において学生たちは厳しい訓練を受け、卒業後に各職場に赴任するのであるが、学生たちの就職先については『彙報』第二巻第十期の「消息」欄に「本科四期卒業同学任用已明令発表」なる見出しの記事があり、そこには「本科四期同学卒業後、分派各機関見習、現已期滿、政委会对於該期同学之任用、已於九月二十七日明令発表、茲摘録該項訓令於下」とあって、卒業生たちの赴任先が氏名と共に書かれている。個々の氏名を公表するのは憚られるので、氏名は省略して人数のみを次に掲げて置こう。

華北政務委員会訓令

(文字第三四〇八号)

令新民学院

為訓令事查該学院第四期本科畢業學員業在各機關見習期滿除一部已由各機關自行留用外其余各員並由本會酌定分發任用其資格待遇仍照前行政委員會成案并理除分令外合行抄發全部學員分配清單令仰該学院知照此令

附清單一紙

華北政務委員長王揖唐

中華民國二十九年九月二十七日新民學校第四期本科畢業學員分配清單

本 會	三名
內務總署	二名
財務總署	四名
治安總部	二名
教育總署	二名
實業總署	二名
建設總署	四名
河北省公署	六名
山東省公署	四名
北京市公署	四名
天津市公署	五名
青島市公署	二名
徐州市公署	一名
蘇北行政專員公署	一名
合計	四十二名

先の「国立新民学院卒業生期別人員一覽表」によれば、本科四期生は中華民國二十八年九月から同二十九年六月ま

での十ヶ月間在籍しているから、卒業後に三ヶ月弱、各機関で見習いをした上で各部署に中堅官吏として赴任していったことになる。新民学院の卒業生たちがそれぞれ赴任先でどのような評価を受けていたのかについては次節で少々触れるけれども、あまり芳しい状況ではなかったようである。その第一の理由は、新民学院では一般行政の基礎を授ける行政科と司法官吏のための司法科との二つのコースしかなかったために、さまざまな職種に直ちに適応するということが出来なかつたからであつたらしい。すなわち王秉成「關於学院教育方針的一個建議⁽²⁰⁾」には

卒業生の任地派遣については本来何ら制限もなく、各人の希望によつて決められている。しかし新民学院にはもともと普通行政科と司法科の両コースしかない。しかるに卒業後は政務委員会、各署、各省市、道、県公署、新民会、海関、塩務管理局、商品検驗局、統稅署及び各局、それに法院等の機関に赴いている。これらは均しく行政機関とは言つても、各々その専門性がある。新民学院の特科や本科で授けられた課程だけでは、一々尽く適用することはできない。尤も海関建設總署、商品検驗局、統稅局などは特別の専門學識というものはない（普通のそれらに関する常識があればよい）から、あつただしく打ち込む必要はない。故に個人的に適切に実用できると思ふものを以て、試みに一種の分科制を并じてみよう。その分科とは大体次の六種類である。

(1) 普通行政 (2) 外交 (3) 財政 (4) 建設・厚生 (5) 法制 (6) 県政

以上の各科で授ける課程は、各専門課程で授けるもの以外は、従来の各科（つまり行政・司法の両科）で教授しているものに照らして斟酌する。もし教える範圍がはなはだ広いならば、従来の課程以外に更に更に応用的な課程を教える。

とあつて、右の両コース以外にも外交、財政、建設・後世、県政等の課程を設置するように建議している。

それはそれとして、新民学院卒業生の中には出世して県知事になったり、或いは北京大学の教員になったりした者もあつた。前者の例として『彙報』第三卷第七期には

特科第三期會員韓大民君、学豊識広、弁事認真、蒙頗關係当局嘉許、特委為霑化県知事。

なる記事、及び

本会特別會員韓宗琦君（前任母院助教）学品兼優、為河北省県知事訓練班之優等畢業生、此次特蒙当局任命為密雲県知事。

なる記事の二つがあつて、特科第三期卒業生の韓大民が霑化県知事に、特別會員韓宗琦が密雲県知事に昇進した例が挙げられている。後者の例としては『彙報』第三卷第十期の消息欄に

本科二期同学王述君、品格高超学識豊富故、自学院畢業之後即被学院当局留院界以区隊長之職、在職数年之久、對於同仁和藹可親、對於学生循循善誘、頗為長官所重視、近來王君因北京大学理学院方面極力敦請、且王君於北大肄業時候專地質、故其覺適當、乃於日前辞去学院之区隊長職務而任教北大云。

とあり、本科第二期卒業生の王述が北京大学教員になったことが報じられている。

五 同学会

新民学院の同学会は一般の学校の校友会に相当するものであるが、通常の校友会が卒業生たちの単なる親睦会に過ぎないのに比して、同学会は「院規五綱領」を實踐するために結成されたものであるところに違いがあり、在学

中に優るとも劣らない活発な活動をしていた。

同学会は中華民國二十七年春、本科第一期生が卒業すると同時に結成された。当初は会員わずか六十名で地区も北京一箇所であつたが、次第に卒業生も増えて、三周年のときには六百名を超えるまでになり、会員も卒業生ばかりではなく特別会員として新民学院の現任教職員を迎え、また既に離職した教職員を名誉会員として加えるようになり、そして中華民國三十二年には会員九百三十三名、十一の分会を数えるに至つた。その分会の場所・設立年次・会員数などは、⁽²⁾中華民國三十年の時点で以下の通りである。

北京分会・・・中華民國二十七年成立、区分会数十一、会員数二百十九人。

開封分会・・・中華民國二十七年六月成立、会員数三十七名。

太原分会・・・中華民國二十九年三月成立、会員数三十五名。

徐州分会・・・中華民國二十八年十二月成立、会員数三十七名。

青島分会・・・成立年次未詳、会員数二十三人。

濟南分会・・・中華民國二十七年成立、会員数七十五名。

唐山分会・・・中華民國二十八年九月二十一日成立、会員数二十三名。冀東道公署内に同学会館、中華民國二十九年十二月十六日成立。

保定分会・・・中華民國二十八年十一月成立、会員数四十六名。

天津分会・・・中華民國二十九年十二月改組強化。会員数六十一名。東馬路学校を借用して第二会址としている。

石門分会・・・中華民國三十年十一月中旬成立予定。

このように漸次会員数も増えたので、同学会は中華民國二十九年の全体大会で「国立新民学院同学会会章」（第四章四十三條、全文は付録として後掲）を定めた。会長には新民学院院長が、副会長には新民学院副院長があたり、他に總會幹事、分会幹事、区分会幹事がいて会務を掌った。總會幹事は北京在住の正会員若干名と各分会幹事代表とによって構成され、毎年一回大会を開いた。大会では様々な議題が討議されたが、たとえば中華民國三十年一月十日の同学会第二屆大会では「請求学院轉請政委會確立畢業同学身分及調整待遇案」が主要議題となっており、新民学院卒業生の職場に置ける待遇改善を訴え、新民学院から政務委員会へ請求してくれるように決議している。⁽²²⁾

同学会は政務事項の研究及び調査、図書及び刊行物の発行、日語学校の経営、講習会講演会等の挙行、会員相互の共済事業を事業として行なっているが、とりわけ日語夜校の経営は注目に値する。現在のところ判明しているものを記しておけば、まず新民学院の日語夜校は中華民國二十九年十一月に成立し、初級班・中級班・高級班の三クラスを置いていた。東城（史家胡同小学）及び西城（西四北小学）にも分校を置いたが、この両所ではただ初級班のみのクラスを置き、中級及び高級の両班は新民学院本校に設置した。各クラスは三ヶ月を一期となしていた。華北地域の特殊性に鑑み、中日兩國の提携は先ず華北が率先して先鞭をつける必要がある、特に公務員には日本語が今後ますます重要になると考えられたのである。但し生徒の成績は甚だ良くなかったという。以下、開封分会の日語班は中華民國二十九年十二月二十五日成立、太原分会の日語夜校は中華民國二十九年十二月八日成立、徐州分会の日語夜校は計画中、唐山分会の日語夜校は中華民國二十九年十二月十六日成立、講師は飯塚計作、学生数は二十八名、中華民國三十年四月一日に中級班設置、学生数は十三名、保定分会の日語夜校は中華民國二十九年十二月中旬成立、ここは会員以外の参加者が過多で、河北省特務機關及び新民学院と連絡を取り、同学会と省署とが合併し

て開くことになり、中華民國三十年一月十三日に正式に開課、天津分会にも日語夜校が成立し、濟南分会の日語夜校は城内会館内と商埠地との二箇所を開いたが、成立以来、会員の公務多忙や時間不適合で欠席者が多く、参加者も少なかった。⁽²³⁾

ところでこの同学会の活動を円滑に行なうために中華民國二十七年十一月、新民学院内に同学会輔導係を置いたが、その後、卒業生が増加したので民國二十八年九月には輔導係の組織を修正して「輔導部」とし、林庚甲氏を主任とし、別に新たに職員を十名置いて輔導委員とした。然るに民國二十九年九月、林主任が勇退したので川中主任を補任し、平井教授が部長職を兼ね、また中日職員を各二人部附とした。こうして輔導部には部長以下部員に至るまでの陣容が整ったのであった。その後若干の変遷を経、民國三十二年（昭和十八年）一月の時点で部長・主任以外に中国人六名、日本人二名が配置されていた。

輔導部では新民学院卒業生が華北政治上に果たす役割の重要性に鑑み、同学会会員相互の団結をいよいよ強固ならしめるために、進んで分会、区分会を組織し、以て会員の質的向上及び自主機能の發揮に資した。そして、一、内外の諸情勢に應じて政治目標の重点を示し、以て同学会会員の政治意識を發揚させ、以て積極的活動を促進した。二、華北政治の基礎組織は県政要員にあるから、同学会会員も県政に従事するように奨励した。三、人材を育成するためには会員が深く教育関係要員になるようにした。四、總會幹事を強化するために、幹事長をして会務を領導せしめ、且つ幹事会の職務を明確に分担せしめ、共に会務の責任を推行せしめた。五、地方分会並びに区分会の内部団結を強化するために代表幹事が各幹事の分担する職務を明確にし、以て自主機能を發揮せしめた。六、春秋の二季、本部に地方分会の代表を召集し、以て總會幹事会と強力な連携をとるようにした。七、毎年講習会及び演説

会を開催し、以て同学会会員の實質的向上を図り、外に對して新民學院の使命の重要性を認識させた。八、地方分會を強化するために、毎年部員を派遣し本部との連絡ならびに全般の工作に當らせた。九、同学会会員の服務に關しては所在地の各機關及び關係方面と嚴密な連絡を取り、現地に赴いて會員の指導・援助の工作を促した。十、地方行政を以て鄉村建設等の中心とし、各部の研究會を開催し、研究發表を奨励し、以て機關誌『政建』、『彙報』の使命を發揮せしめた。十一、各種の研究出版物を刊行し、以て同学会員の研究資料に供し、並びにこれらの研究出版物を同学会員に配布する努力をし、研究上の方便とした。十二、努めて奨励して日本語を學習し、日本語に達せしめ、然る後よく日本を理解せしめ、そして中日一体、同生共死の目的を期し、遺憾とする所がなかつた。十三、同学会員の個人調査を完成し、その後優秀會員に對しては推薦して拔擢せしめ、逆に不良の會員に對しては、徹底調査して同学会内部を肅正するよう期した。

これら以外にも輔導部では各地の分会に同学会館を設立し、以て會員の集合地及び簡易宿泊として利用するよう奨励したり、北京で毎月二回の總會常務幹事會、春秋二回の全体總會幹事會を開催するよう幹事を指導したり、毎年一回一月十日の學院開學記念日に際して「總會」及び「返校節」を開催して會員間の親睦團結を図つたりした。⁽²⁴⁾

六 おわりに

最後に新民學院に關する史料について一言して置きたい。『第二回新支那現勢要覽』⁽²⁵⁾によれば、「新民學院要覽」なるものが存在したとのものであり、これを見ることが出来れば新民學院の各年度の陣容やカリキュラムなど容易

に知ることができようが、今のところその所在が知れない。筆者が本稿の叙述で利用することが出来たのは、早稲田大学図書館に所蔵されている『彙報』『新民学院季刊』『政建』の三種類の機関誌のみである。まず国立新民学院同学会出版『彙報』から紹介すると、次の十二部が早稲田大学図書館に残されている。

- 第二卷第十期 中華民國二十九年十月一日
 - 第三卷第一期 中華民國三十年二月十五日
 - 第三卷第二、三期合併号 中華民國三十年四月一日出版
 - 中華民國三十年四月十五日（卷期の記載なし。第三卷第四期に相当）
 - 中華民國三十年五月一日（卷期の記載なし。第三卷第五期に相当）
 - 中華民國三十年六月十五日（卷期の記載なし。第三卷第六期に相当）
 - 第三卷第七期 中華民國三十年十月一日
 - 第三卷第八期 中華民國三十年十月十五日
 - 第三卷第九期 中華民國三十年十一月一日
 - 第三卷第十期 中華民國三十年十一月十五日
 - 第三卷第十一、十二期合併号 中華民國三十年十二月十五日
 - 彙報副刊第一号 防共講演專号 中華民國三十一年二月
- これによれば『彙報』第一卷第一期は中華民國二十八年（昭和十五年）一月に発行されたことが知られ、また第三卷第二、三期合併号の「編後」に「従前彙報每期通常是五十頁、現在彙報雖然頁數減少、而以版幅加大及部分的排

印六号字、所以在字数上並未若何的減少」とあるから、当初は版型も小さく（多分B5版程度）毎号五十頁程の厚さであったが、この号から版が大きくA5版程度となり、活字の大きさも小さくなったことが知られる。更に中華民國三十年四月以降は毎月一日と十五日の両度刊行されるようになったことも知られる。第三期第二、三期合併号の「編後」にも「從四月起彙報毎月出刊兩期、定為每月之一日及十五日出版」と予告せられている。しかし実際には五月、六月は一度しか出されず、七月から九月までは一度も出されていない。このことについては第三卷第六期（中華民國三十年六月十五日）に詫び言が書かれているし、第三卷第九期（中華民國三十年十一月一日）にも編者が辞職したために数期にわたって停刊したことが書かれている。中華民國三十二年三月刊の『新民学院季刊』第二卷第一期には『彙報』出版は輔導部の事業の一つで千二百部発行と書いてあるから、これ以降も出されたのであるが、その所在が知れない。

次に『新民学院季刊』については、『彙報』第三卷第十一、十二期合併号（中華民國三十年十二月十五日）に新民学院教授部調査室名による『新民学院季刊』発刊の広告がある。それによれば、まず発刊趣旨として「建学以来於茲四載、随学運之隆盛、同学將及千名、時值東亜非常時局、本学院使命益愈重大、爰有新民学院季刊（乃学院对外的学术、情報雜誌）産生、用藉發露本学院之真面目耳」とあり、ついで名称を「新民学院季刊」とすること、体裁は十六開、二百頁とすること、内容は論説・研究・時評・資料・雜録・情報記事とすること、記事の選定には学院の教職員・学生その他学院関係者が当たること、三、六、九、十二月の年四回刊行し、掲載原稿には一頁あたり五円の原稿料を支払うこと等が記載されている。而して早稲田大学図書館に存在するのは

○中華民國三十一年九月 第一卷第二・三期

○ 中華民國三十一年十二月 第一卷第四期

○ 中華民國三十二年三月 第二卷第一期

の三冊のみである。これも『彙報』と同じく輔導部の事業として千二百部刊行されたというから、どこかにまだ残されている可能性が大きい。

そして『政建』であるが、これについては『彙報』第三卷第一期（中華民國三十年二月）に瀨川・橋川・朱華・河合の各教授が『政建』の編集委員になり、野久尾氏が主編となるとの記事がある。また『彙報』中華民國三十年六月十五日号の「編後」に「政建季刊」を出してそこに趙真之の「肥料配合諸問題之研究」を載せることが予告されている。しかし同第三卷第九期（中華民國三十年十一月）には「擬再出版政建刊物、因經費及稿件關係尚未實現」とあり、經費捻出及び原稿集めて苦慮していることが知られる。早稲田大学図書館には中華民國三十一年一月の創刊号（A5版、一五〇頁、編輯者、新民学院政建季刊社。出版者、新民学院同学会。印刷者、金華印書局。）が残されているだけで、第二号以下が出版されたのかどうかすら不明である。因みに創刊号の目次を記せば次の通りである。

目録

一、創刊詞：馬伯寰

二、時論

- 1、世界史之動向与亜細亜之明日：枕皓
- 2、対於強化華北治安之我見：葉德浩

3、中国警政改進之意見

4、県政改革之我見：莊葆蕙

5、對於新中国教育設施之商討：韻皓

6、此次事變之回顧与中国之前途：劉起渭

7、中国共產党思想戰之戰略戰術

8、東亞協同体基本原理及重細重性格之探討：李錫經

9、新中国之建設与華北特殊性：我知

三、著述

1、肥料配合諸問題之研究：趙真之

2、治黃芻議：李式政

3、中国貨幣本位問題之研討：王濟生

4、中華民族特性論：濟生

5、高級中小學分科芻議：齊民

四、訳述

1、日本消費合作史：王永寬

五、雜俎

1、碣石論集：徐風陶

2、黎明：雨天

以上、筆者が新民学院について知り得た事柄を記してきたが、新民学院が一体いつ頃まで機能していたのか、また新民学院の図書館にあった図書や関連資料はどうなったのか、更には新民学院で働いていた人々、或いは学んでいた学生たち、そして卒業生たちは一体その後どのような道を歩んだのか等々については、今なお不明であつて今後の研究に俟つほかない。

註

- (1) 新民主主義の内容については、たとえば瀧川政次郎「我觀新民主主義」「改造」昭和十三年六月号参照。
- (2) 新民会の詳細については、八巻佳子「中華民國新民会の成立と初期工作」(藤井昇三編「一九三〇年代中国の研究」一九七五年、アジア経済研究所刊)、北京市档案馆編「日偽北京新民会」(一九八九年、光明日報出版社刊)及び岡田春生編「新民会外史 黄土に挺身した人達の歴史」(前編、後編、昭和六十一年、五稜出版社刊)などを参照。
- (3) 前掲八巻論文及び岡田春生編「新民会外史」二二八頁。
- (4) 『東亜学』第一輯、昭和十四年九月。
- (5) 島田正郎「瀧川先生を偲ぶ」『古代文化』第四十四卷第十一号。
- (6) 前掲瀧川論文「北京と象」参照。
- (7) 東亜同文会業務部「新支那現勢要覽」昭和十三年九月参照。
- (8) 同右参照。
- (9) 原文は中文。周福山「新民学院之概況介紹」『彙報』第三卷第一期。
- (10) 同右参照。
- (11) 原文は中文。『彙報』第三卷第六期。
- (12) 東亜同文会業務部「新支那年鑑」昭和十七年。
- (13) 『彙報』第三卷第七期。

- (14) 『彙報』第三卷第九期。
 (15) 原文は中文。周福山「新民学院之概況介紹」『彙報』第三卷第一期。
 (16) 牟西谷「招生與派事」『彙報』第三卷第六期。
 (17) 同右参照。原文は中文。
 (18) 同右参照。原文は中文。
 (19) 同右参照。原文は中文。
 (20) 同右参照。原文は中文。
 (21) 『彙報』第三卷第一期、第五期、第八期、第九期などによる。
 (22) 『彙報』第三卷第一期。
 (23) いずれも『彙報』第三卷第一期、第二・三期合併号、第四期、第五期、『彙報』第三卷第九期の記事による。
 (24) 中華民国三十二年三月『新民学院季刊』第二卷第一期。
 (25) 昭和十五年、東亜同文会事業部。

付録一 新民学院院歌（中華民国二十九年第四期生畢業記念アルバムによる）

橋川時雄作詞、江文也作曲・莊嚴而雄大、以中庸之速度

1、九州兮博大、五嶽何隆崇！有朋々々共相悦千載沐淳風。我当贈君湛盧純剛之宝劍、君当扱我烏号正則之雕弓。恢宏兮百度、不党兮奉公。善隣有明訓、東亜宜協同、往矣々々！予新民之先驅、化育贊天功。

2、四教兮造士、万里作懸旌。有志々々勿相忘、天下誓澄清。君胡不望巍峨聖功之高邁、又胡不求燦爛經術之修明！道遠兮任重、所務在民生。莘々我学子、示子以躬行。勗哉々々！予新民之先覺、黽勉与大平。

付録二 新民学院則（『第二回新支那現勢要覽』昭和十五年一月、東亜同文会発行、八〇九頁以下による）

新民学院則（中華民國二十七年一月公布）

第一章 總 則

第一条 本学院は国立新民学院と定名す

第二条 本学院は新民精神を体得し政治の清明と吏道の刷新とを図り学生に授くるに必要な學術と訓育とを以てし友邦と提携し興亜大業の先覚官吏を養成せんことを以て目的となす

第三条 本学院は滅私奉公、至誠渝らず知行合一、質実剛健を以て學風となす

本学院の教育は實際の状況に対応するものにして基本教育と実地教育とを以て重となす

第四条 本学院の院務は院長、副院長に於て之を統理し其の下に教授部、学生隊及び庶務科を置く、教授部は学生の教育及び之と關係ある事項を司る、学生隊は学生の訓育及び之と關係ある事項を司る、庶務科は庶務會計及び図書方面の事項を掌理す

第五条 本学院には本科、予科及び特科の三科を設け本科は更に分つて行政、司法の兩科となす

本科の修業年限は一年とす、凡そ本学院の予科卒業者は即ち其の入学を許す、但し曾て私立大学を卒業し或は院長に於て同等以上の學力を有すると認むる者は詮考試験を経て合格後は亦入学することを得

予科の修業年限は二年とす、凡そ高級中学を卒業し或は院長に於て同等以上の學力を有すると認むる者は詮考試験を経て合格後は即ち其の入学を許可す

特科の修業期限は三月となす、凡そ在職の官吏或は此に相當の資格を有する者は行政委員會の選拔送附を経て本

院の詮衡に合格後即ち其の入学を許可す

修業期限にして必要ある場合は之を伸縮することを得

第二章 課目

第六條 本科の課目左の如し

(甲) 行政科

- 一、訓育
- 二、東亞政治学
- 三、官吏学
- 四、行政学
- 五、刑法
- 六、民法
- 七、經濟原論
- 八、財政学
- 九、經濟政策
- 十、厚生学
- 十一、東亞事情
- 十二、中日文化交流史

- 十三、日本事情
 - 十四、公文方式
 - 十五、日本語
 - 十六、訓練
- (乙) 司法科
- 一、訓育
 - 二、東亞政治学
 - 三、官吏学
 - 四、刑法
 - 五、民法
 - 六、商事特別法
 - 七、刑事訴訟法
 - 八、民事訴訟法
 - 九、刑事実務
 - 十、民事実務
 - 十一、經濟原論
 - 十二、東亞情勢

十三、中日文化交流史

十四、日本事情

十五、日本語

十六、訓練

第七条 予科の課目左の如し

(甲) 第一学年

一、訓育

二、東亜倫理学

三、刑法

四、民法

五、東亜情勢

六、日本事情

七、国文

八、日本語

九、数学

十、訓練

(乙) 第二学年

- 一、訓育
 - 二、東亜倫理学
 - 三、刑法
 - 四、民法
 - 五、經濟原論
 - 六、經濟地理
 - 七、日本事情
 - 八、日本史
 - 九、国文
 - 十、日本語
 - 十一、論理学
 - 十二、統計学
 - 十三、訓練
- 第八条 特科の課目左の如し
- 一、訓育
 - 二、東亜政治学
 - 三、官吏学

- 四、法律学
- 五、経済学
- 六、経済政策
- 七、経済地理
- 八、厚生学
- 九、東亜情勢
- 十、中日文化交流史
- 十一、日本事情
- 十二、日本語
- 十三、訓練

第九条 本学院の課程要旨左の如し

- 一、訓育 人格を陶冶し精神を淬励する修養にあり並に学生をして新民精神の真諦を体得せしむるにあり
- 二、東亜倫理学 学生をして東亜固有の倫理道德の本義を領合せしめ其の実践躬行を導き並に擲りて以て欧米の個人主義自由主義思想の誤謬を糾正するにあり
- 三、東亜政治学 皇道及び王道に根拠し新民政治の要諦を闡明し並に共產主義と三民主義を批判するにあり
- 四、官吏学 新中国の吏道を闡明し官吏の身分及び服務に関する法規を講述するにあり
- 五、法律学 新民精神に根拠し法理学大綱を闡述し法律条文に関する解釈及び法案の草擬並に之を講述するにあり

あり

六、行政法 新民精神に根拠し行政権原理、行政組織法及び行政実体法に関する理論と運用を講述するにあり
七、刑法 刑法の理論及び其の運用を講述し新中国社会の秩序維持と東亜固有の淳風美俗の培植に資する所ありしむるにあり

八、民法 新民精神に根拠し民法の指導原理及び其の運用と解釈を講述するにあり

九、商事特別法 会社法、票法、保険法、海商法の理論及び其の運用を講述するにあり

十、刑事訴訟法 刑事手続及び法規理論を講述するにあり

刑事実務は刑事訴訟の實際を講述するものなり

十一、民事訴訟法 民事手続及び法規理論を講述するにあり

民事実務は民事訴訟の實際を講述するにあり

十二、経済学 新民精神に根拠し経済理論大綱を講述し新中国の経済政策及び中日滿三国集團経済の原理を闡明するにあり

十三、経済原論 新民精神に根拠し経済理論の体系を講述するにあり

十四、経済政策 新中国経済政策の原理を講述し農業政策、商業政策、工業政策、金融政策及び交通政策を闡明するにあり

十五、経済地理 中国天然資源の分布、開發状況及び經濟交通の現況を講述するにあり

十六、財政学 国家及び地方団体財政の通論を講述し新中国の税制及び公債政策を闡述し並に学生をして予算、

決算及び会計の審査を実習せしむるにあり

十七、厚生学 厚生政策の原理を講述し並に新中国社会の改善方策を授与するにあり

十八、中日文化交流史 中日兩國文化の交流を講述し学生をして中日兩國人民として提携合作し世界文化に貢獻する使命を負ふべきことを了解せしむるにあり

十九、東亜情勢 欧米の極東政策及び中国政府の外交政策を批評し並に日本の伝統国策及び東亜聯合政策を闡明し藉りて学生をして新民精神の國際政治上にありての真義を瞭解せしむるにあり

二十、日本事情 日本国体、日本国民性、日本の国勢及び其の國際間に於ける地位を闡明するにあり

二十一、日本史 日本開国より今までの各時代歴史の変遷と明治維新大業の意義を略述し並に学生をして国体を以て本源となす日本国民の精神道德及び生活を理解せしめ藉りて日本の世界史上に於ける使命を悉知せしむるにあり

二十二、国文 自由に正確に思想を発表する能力を授与し並に文学的情操を養成するにあり

二十三、公文方式 政府及び其の他の機関の往來公文書的方式を講授するにあり

二十四、日本語 現行の会話文章を教授し聴取読解の能力を養成し並に学生をして日本語の特質を瞭解せしめしむるにあり

二十五、論理学 論理学の大意を講述し以て正確なる推想力及び思考力を養成するにあり

二十六、統計学 統計の大意を講述し並に学生をして統計の實際を実習せしむるにあり

二十七、数学 基本数学を授与し学生をして数理及び算数に精通せしむるにあり

二十八、訓練 学生をして身心を鍛錬し紀律を恪守し以て団体生活の習慣を養得せしむるにあり

第十条 学生は毎学年地方実習をなし或は日本満洲に赴き考察し以て実地教育の本旨に副はしむ

第十一条 本章程に定むる課程にして必要ある場合は之を更改することを得、但し授課時間は別に之を定む

第十二条 学生隊は分つて本科、予科及び別科の三隊とす、各隊は更に分つて若干区隊となす

第十三条 学生隊は隊長より以下均しく院内に居し学生と寢食を同じくし甘苦を共にし藉りて学生をして日常起居

の間に其の人格の薰陶を受け新民精神を涵養し以て本学院の目的を達成せしむ

第十四条 学生隊は須く学生隊長統率の下に隊規を厳整し風紀を肅正すべし

第十五条 学生隊の内務及び其の他の規程に關しては別に之を定む

第十六条 教育薰陶の徹底化を謀る為め教授は学生隊内に順番に起居すべし

第四章 入学、修業

第十七条 学生の入学試験は毎年一回挙行す、入学に關する規定は別に之を定む

第十八条 学生の修学に必要な被服、図書、器具等は本学院に於て之を發給或は貸与す

第十九条 学生の修業成績は学期末及び学年末に之を試験す

学年末の試験不合格者は原級に留る、成績考查に關する規定は別に之を定む

第二十条 学生にして本文を恪守し人格学業共に優にして同学の模範たるべき者は院長に於て之を獎賞す

第二十一条 学生にして不当行為ある者は院長に於て之を懲戒す

第二十二条 前二条に定むる学生の獎賞、懲戒の細則は別に之を定む

第五章 退学、修学

第二十三条 学生は任意に退学を許さず

第二十四条 学生にして左記事情の一ある者は院長即時其の退学を命ず

一、新民精神に違背する思想を懷有し或は之を実行する者

二、法令に違犯し院規を紊乱する者

三、学業人物劣悪にして前途その成就の見込なき者

四、前三項以外に官に服する資格の缺點ありと認むる者

第二十五条 学生にして傷痍疾病及び其の他の事由ある者は其れを退学及び休学せしむることを得

第二十六条 前二条に依り退学せる者は其の既に発給或は貸与せる一切の費用物品等は其をして賠償せしむべし

第六章 卒業、同学会

第二十七条 学生にして所定の課程を修了する時は學術試験並に訓育試験を経審査後院長に於て卒業証書及び卒業徽章を頒発す

第二十八条 本学院卒業生は均しく新民学院同学会に入るべし、同学会の規定は別に之を定む

第七章 会議

第二十九条 院長は院務に関し諮詢ある時或は教授の訓育の統制聯絡化を謀る為め必要ありと認むる時は職員會議を召集することを得

第三十条 職員會議は院長、副院長、教授部長、学生隊長、庶務科長、教授、講師を以て之を組織す

必要がある場合は其の他職員をして出席せしむることを得

第三十一条 職員會議は院長の諮詢に応じ左記事項を審議することを得

一、各種規則の制定改正及び廃止に関する事項

二、講座の設置、廃止及び変更に関する事項

三、課程方面の改進及び聯絡に関する事項

四、学生の入学、休学、退学及び学業に関する事項

五、学生の奨賞及び懲戒に関する事項

六、其の他院長諮詢事項

第八章 院 曆

第三十二条 本科及び予科の学年は毎年九月一日より始まり翌年八月三十一日に至り終る

一学年は分つて前期、後期となす、前期は九月一日より翌年一月三十一日に至り後期は二月一日より八月三十一日までとす

特科は修業期間を一期とす

第三十三条 本学院普通の休日左の如し

日曜日

本学院成立記念日

一月十日

春節

陰曆による

春季祀孔日	同前
清明節（植樹節）	同前
端午節	同前
中元節	同前
秋季祭孔日	同前
中秋節	同前
国慶日	十月十日
孔誕日	陰曆による
臨時政府成立記念日	十二月十四日
冬至節	陰曆による
年休暇	十二月二十九日より翌年一月五日まで
春休暇	陰曆十二月二十五日より翌年一月十日まで
夏休暇	七月一日より八月三十一日まで

其の他の休暇は臨時酌定す

附 則 本院則は公布の日より施行す

付録三 新民学院章程（『第二回新支那現勢要覽』昭和十五年一月、東亜同文会発行、八〇八頁以下による）

新民学院章程（中華民國二十八年一月三日公布）

第一条 新民学院は新民精神を体得し友邦との提携を顕現し身を以て新中国建設の礎石となるべき官吏を養成するを以て目的となす

第二条 新民学院は行政委員会に直隸す

第三条 新民学院に左の職員を置く

院長

副院長

教授部 教授部長、教授、講師、教授部附

学生隊 学生隊長、学生隊附

庶務科 庶務科長、庶務科附

教授部、学生隊、庶務科に必要あるとき事務員を置くことを得

第四条 院長は行政委員会委員長に於て兼任す

院長は院務を綜理す

第五条 副院長は院長を補佐し院務を掌理す

第六条 教授部長は院長の命を承け教授部員を指揮し学生の教育時宜を担任す

教授、講師及び教授部附は教授部長の指揮を承け教授部員を指揮し学生の教育時宜に従事す

第七条 学生隊長は院長の命を承け学生隊附を指揮し学生の訓育時宜を担任す

学生隊附は学生隊長の指揮を承け学生の訓育時宜に従事す

第八条 庶務科長は院長の命を承け庶務科附を指揮し庶務及び經理一切の時宜を担当す

庶務科附は庶務科長の指揮を承け各自分担の時宜に従事す

第九条 新民学院は分ちて本科、予科及び特科となす、其の修業期間は本科一年予科二年特科三月たるを則とす、但し必要がある場合は之を伸縮する事を得、本科には行政及び司法兩系を置く

第十条 予科修業完了者は新民学院本科に入ることを得

官私立大学を卒業し或は院長に於て同等以上の実力ありと認められ詮衡試験に合格せる者は均しく其の本科に入る許可されることを得

第十一条 高級中学校卒業或は院長に於て同等以上の実力ありと認められ詮衡試験に合格せる者は新民学院予科に入ることを得

第十二条 現任官吏或は相当資格あり行政委員会に於て選抜保証し送りて詮衡に合格せる者は新民学院特科に入ることを得

第十三条 本章程施行に關し必要の時宜は院長に於て之を定む

附則 本章程は公布の日より施行す

付録四 国立新民学院同学会会章（中華民國三十二年三月刊『新民学院季刊』第二卷第一期による）

第一條 本會定名為國立新民學院同學會

第二條 本會以鞏固會員之團結而謀相互之親睦扶助實踐新民精神以貢獻於新中國建設為目的

第三條 本會會址設於新民學院分會址設於各省、市公署所在地及其他重要地點必要時於分會之下得設置區分會
分會及區分會之管轄區域由會長指定之

第四條 本會以正會員、特別會員及名譽會員組織之正會員定為新民學院畢業生特別會員定為新民學院現任職教員名譽會員定為曾任職於新民學院之職教員

第五條 會員有損本會之名譽或違反本會會章者得由會長予以懲戒或除名

第二章 組織

第六條 本會設會長、副會長、總會幹事、分會幹事、區分會幹事以推進本會之會務

第七條 會長推舉新民學院院長任之副會長推舉新民學院副院長任之會長代表本會綜理一切會務會長遇有事故時由副會長代理之

第八條 本會於必要時得由會長聘請顧問

顧問應本會之諮詢而援助本會重要會務

第九條 總會以全體會員組織之

第十條 總會每年開大會一次由會長召集之

遇有緊急必要時得召開臨時大會

第十一條 大會審議決定重要會務

第十二条 大会議長、副議長及其他必要之人員由會長於正會員公選之

第十三条 議長維持議場之秩序整理議事副議長輔佐議長遇有事故時其職務由副議長代理之

第十四条 大会之議事以出席者之過半数決定之若可同數時由議長裁決之

第十五条 總會幹事由會長就在北京正會員中選任若干名並各分会幹事代表充任之

第十六条 總會幹事組織以總會之事於大会閉會期間負責掌理會務

第十七条 總會幹事會設幹事長一名由總會幹事公選之幹事代表總會幹事會

第十八条 分会幹事由分会會員公選若干名經會長之認可委任之其具有区分会之分会則以区分会幹事代表充任之

但遇有特殊情形應呈由會長核定之

第十九条 分会幹事以分会幹事組織之負責掌理分会一切會務

第二十条 分会幹事會設幹事代表一名由分会幹事公選之

幹事代表分会

第二一条 区分会幹事由区分会會員中公選若干名經會長認可委任之

第二二条 区分会幹事會以区分会幹事組織之負責掌理区分会一切會務

第二三条 区分会幹事會設幹事代表一名由区分会幹事公選之

幹事代表区部會

第二四条 各幹事之任期為一年得連任

第二五条 幹事非經會長認為有當之理由不得呈辭

第二六條 幹事一經脫離其被選區域時則喪失其幹事資格幹事遇有缺員時於一個月內呈准補充之

其任期為前任之未滿期間

第二七條 幹事任期終了後於繼任者決定之前仍負處理會務之責

第二八條 各級幹事會每月至少須召開會議一次

第二九條 區分會幹事代表應將每月會務概況向分會幹事會報告之

分會幹事代表應將每月會務概況向總會幹事會報告之

總會幹事長每月應將全體會務概況向會長報告之

第三章 事業

第三〇條 本會除一般會務之外為達成第二條之目的應施行左列各事業

一、政務事項之研究及調查

二、圖書及刊物之發行

三、日語學校之經營

四、講習會講演會等之舉行

五、會員相互間之共濟事業

第三項及第五項之細則另定之

第三一條 本會設左列三部由總會幹事分掌之

一、總務部

二、經理部

三、研究出版部

遇必要時得設各種委員會

第三二条 總務部掌理左列事項

一、關於會內管理、組織、連絡事項

二、關於會內各種設施之計劃及實施事項

三、關於日語學校之經營事項

四、關於大會及總會幹事會之舉行以及決議事項之實施事項

五、關於文書之收發整理事項

六、關於記錄之編纂整理事項

七、關於對外交涉連絡事項

八、關於會員移動之調查事項

九、不屬於其他各部之事項

第三三条 經理部掌理左列事項

一、關於預算決算及審計事項

二、關於現金之出納及物品之保管事項

三、關於會計報告事項

四、關於共濟事項

第三四條 研究出版部掌理左列事項

一、關於新民精神及思想問題之研究事項

二、關於地方行政及鄉村建設研究事項

三、關於各種資料之蒐集調查事項

四、關於彙報及其他印刷品之編輯出版事項

第三五條 分会、区分会之事業及其事務之分掌得適用第三十條至第三十四條之規定

第四章 會計

第三六條 本會之經費以會員之會費、補助金、基金之利息及募捐充之

第三七條 會費一年為十圓分一月、七月兩期繳納之

但遇有必要時各級幹事會經會長之認可得另外徵收會費

第三八條 會費由各分会（有区分会之分会由区分会徵收之）於其管轄区域内徵收之並應於次月十日以前將徵收之會

費由各幹事會彙繳本會之經理部

第三九條 會計年度每年一月一日始十二月三十一日止

第四〇條 關於經費之收支各級幹事會應依第二十九條之規定祝序作決算報告

第四一條 基金由會長保管之

附則

第四二条 本会章之更改須經總會之決議

第四三条 本会章自民國三十年十月二十六日施行之